## 株式会社NexTone 使用料規程 新旧対照表

(新)			(旧)		備考
表紙			表紙		
<u>2020</u> 年 <u>2</u> 月 <u>27</u> 日届出		<mark>2019</mark> 年 <u>2</u> 月 <u>28</u> 日届出		届出日を変更	
株式会社 NexTone		株式会社 NexTone			
		第6条(ビデオグラムに関する利用許諾)  1.ビデオグラムに関する利用許諾の使用料は、ビデオグラム1個につき、  次により算出した金額に、消費税相当額を加算した額とします。			
(1) 音楽のビデオグラム		  (1) 音楽のビデオグラム			
市販用ビデオグラム	① 当該ビデオグラムの小売価格 (消費税別) × 6% × ビデオグラムに占める管理著作物利用割合 ×調整係数 ②2.5円に管理著作物の累計利用時間を乗じた額のいずれか多い額		市販用ビデオグラム	① 当該ビデオグラムの小売価格 (消費税別) × 6% × ビデオグラムに占める管理著作物利用割合 ×調整係数 ②2.5円に管理著作物の累計利用時間を乗じた額のいずれか多い額	
その他のビデオグラム	5円×管理著作物の累計利用時間 ※ビデオグラム50個までは、著作物の利用時間1分までごとに 250円とします。		その他のビデオグラム	5円×管理著作物の累計利用時間 ※ビデオグラム50個までは、著作物の利用時間1分までごとに 250円とします。	
(2) 劇場用映画のビデオグラム		(2) 劇場用映画のビデオグラム			
市販用ビデオグラム	当該ビデオグラムの小売価格 (消費税別) ×1.75% × 著作物利用比率		市販用ビデオグラム	当該ビデオグラムの小売価格 (消費税別) ×1.75% × 著作物利用比率	
その他のビデオグラム	5円×管理著作物の累計利用時間 ※ビデオグラム50個までは、著作物の利用時間1分までごとに 250円とします。		その他のビデオグラム	5円×管理著作物の累計利用時間 ※ビデオグラム50個までは、著作物の利用時間1分までごとに 250円とします。	
(3) 音楽・劇場用映画以外のビデオグラム		(3) 音楽・劇場用映画以外のビデオグラム			
市販用ビデオグラム	① 当該ビデオグラムの小売価格 (消費税別) × 4.5% × ビデオグラムに占める管理著作物利用割合 × 調整係数 ② 1.5円に管理著作物の累計利用時間を乗じた額のいずれか多い額		市販用ビデオグラム	① 当該ビデオグラムの小売価格 (消費税別) × 4.5% × ビデオグラムに占める管理著作物利用割合 × 調整係数 ② 1.5円に管理著作物の累計利用時間を乗じた額のいずれか多い額	
その他のビデオグラム	5円×管理著作物の累計利用時間 ※ビデオグラム50個までは、著作物の利用時間1分までごとに 250円とします。		その他のビデオグラム	5円×管理著作物の累計利用時間 ※ビデオグラム50個までは、著作物の利用時間1分までごとに 250円とします。	
	250円とします。			250円とします。	

## 株式会社NexTone 使用料規程 新旧対照表

- |2.第1項の規定にかかわらず、商品化利用することを目的とするビデオグラ||2.第1項の規定にかかわらず、次の各号に該当する場合の使用料の額 ム(動画表示機能付き玩具等を含みますがこれらに限られません。)の使 用料の額は、委託者が定めるものとします。
- 3.第1項の規定にかかわらず、上映を目的とするビデオグラム(ただし、結 婚式等のビデオグラムを除きます。)の場合で、使用料を委託者がその都 度指定することとしているときの使用料の額は、委託者が定めるものとし ます。
- 4.本条に定める「ビデオグラムに関する利用許諾」については、さらに以下 の事項を定めるものとします。
- (1)「管理著作物」とは、NexToneがその著作権を管理する著作物をいいましす。
- (2)「累計利用時間」とは、当該ビデオグラムに収録されている各著作物そ |れぞれの利用時間の1分未満を切上げた上で累計したもの(分単位)をい |います。 います。
- (3)「ビデオグラムに占める管理著作物利用割合」とは、管理著作物の累計│計利用時間を、当該ビデオグラムの総収録時間を1分未満で切上げたも 利用時間を、当該ビデオグラムの総収録時間を1分未満で切上げたもの (分単位)により除して得られる割合をいいます。
- (4)「著作物利用比率」とは、ビデオグラムに収録された管理著作物の累計|利用時間を、当該ビデオグラムに収録された全ての音楽著作物の累計利 利用時間を、当該ビデオグラムに収録された全ての音楽著作物の累計利|用時間により除して得られる割合をいいます。 用時間により除して得られる割合をいいます。
- 再生時間合計(各著作物それぞれの利用時間(秒単位)を合計し、合計時|間を1分未満で切上げたもの(分単位)をいいます。)を、全ての音楽著作 間を1分未満で切上げたもの(分単位)をいいます。)を、全ての音楽著作「物の累計利用時間により除して得られる割合をいいます。 |物の累計利用時間により除して得られる割合をいいます。

- は、委託者が定めるものとします。
- (1) 商品化利用することを目的とするビデオグラムの場合(動画表示機能 付き玩具等を含みますがこれらに限られません。)
- (2) 上映を目的とするビデオグラムの場合。ただし、結婚式等で上映する オープニングムービー・プロフィールムービー・エンディングムービー・余興 映像などを収録したビデオグラム、結婚式等の模様を収録したビデオグラ ムを除きます。
- 3. 本条に定める「ビデオグラムに関する利用許諾」については、さらに以下「項番繰り下げ の事項を定めるものとします。
- (1)「管理著作物」とは、NexToneがその著作権を管理する著作物をいいま
- (2) 「累計利用時間」とは、当該ビデオグラムに収録されている各著作物そ れぞれの利用時間の1分未満を切上げた上で累計したもの(分単位)をい
- (3)「ビデオグラムに占める管理著作物利用割合」とは、管理著作物の累 |の(分単位)により除して得られる割合をいいます。
- (4)「著作物利用比率」とは、ビデオグラムに収録された管理著作物の累計
- (5)「調整係数」とは、当該ビデオグラムに収録された全ての音楽著作物の (5)「調整係数」とは、当該ビデオグラムに収録された全ての音楽著作物の |再生時間合計(各著作物それぞれの利用時間(秒単位)を合計し、合計時

削除•追加

商品化利用することを目的とする ビデオグラムを2項に移設 上映を目的とするビデオグラムを3 |項に移設し、1項を適用する一任規| 定とするが、委託者が非一任を指 定した場合は、委託者が使用料の |額を定められるよう変更

## 株式会社NexTone 使用料規程 新旧対照表

を主たる目的とするビデオグラムをいいます。 (7)「劇場用映画のビデオグラム」とは、劇場用映画の著作物を収録したビデオグラムをいいます。 (8)「音楽・劇場用映画以外のビデオグラム」とは、テレビドラマ、テレビアニメーション、テレビ映画、オリジナルビデオなど、映画の著作物を収録したビデオグラムをいいます。ただし、「音楽のビデオグラム」及び「劇場用映画のビデオグラム」に該当するものは除きます。 (9)「市販用ビデオグラム」とは、家庭内視聴を目的とする個人顧客に販売することを目的して複製し、頒布するビデオグラムのうち、価格が設定されたものをいいます。 (10)「その他のビデオグラム」とは、「市販用ビデオグラム」「レンタル用ビデオグラム」「業務用ビデオグラム」以外のビデオグラムをいいます。 (11)「結婚式等のビデオグラム」とは、結婚式等で上映するオープニングムービー・プロフィールムービー・エンディングムービー・余興映像などを収録したビデオグラム、結婚式等の模様を収録したビデオグラムをいいます。	メーション、テレビ映画、オリジナルビデオなど、映画の著作物を収録したビデオグラムをいいます。ただし、「音楽のビデオグラム」及び「劇場用映画のビデオグラム」に該当するものは除きます。 (9)「市販用ビデオグラム」とは、家庭内視聴を目的とする個人顧客に販売することを目的して複製し、頒布するビデオグラムのうち、価格が設定されたものをいいます。 (10)「その他のビデオグラム」とは、「市販用ビデオグラム」「レンタル用ビデオグラム」「業務用ビデオグラム」以外のビデオグラムをいいます。 (11)「結婚式等」とは、結婚式、披露宴および結婚パーティーをいいます。	3項にて結婚式等で上映する各種 ビデオグラムを、「結婚式等のビデ オグラム」と変更した為、本項に定 義を追加
附則 本規程は、文化庁長官が届出を受理した日から起算して30日を   経た日以降(2020年4月1日)から実施します。   以上	附則 本規程は、文化庁長官が届出を受理した日から起算して30日を  経た日以降(2019年4月1日)から実施します。   以上	<b>美</b> 施口を変更